

平成 29 年 9 月 15 日

株式会社 アイル
代表取締役 山崎 徹也

「臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書」等の公表をうけて

先日 9 月 12 日、厚生労働省健康局より「臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書」（以下、報告書）が公表されました。この中で臍帯血プライベートバンクの問題点があげられております。

- ① 契約上は、契約終了後あるいは廃棄時の所有権の扱いや処分方法等が、必ずしも明らかでないこと。
- ② 契約時の依頼者への説明において、公的臍帯血バンクの役割や臍帯血プライベートバンクの事業実績等に関する説明がない事業者がいたこと。
- ③ 一部の事業者では、品質管理の記録の管理体制が十分でなく、医師が臍帯血を実際に使用する際に、臍帯血の品質や安全性を確認できる状態になっていなかったこと。

これら 3 点について弊社の方針は以下のとおりです。

- ① 契約終了後の臍帯血の所有権・取扱いについて、契約書への記述も含め、厚生労働省と相談し、保管希望者への正確な理解に努めてまいります。
- ② 公的臍帯血バンクの役割や臍帯血プライベートバンクの存在意義について、保管希望者に対し、丁寧に説明をしてまいります。
- ③ 弊社は報告書の中で「品質や安全性を確認できるような状態となっていることが確認された」と記載されております。今後も、日本初の米国血液銀行協会（AABB）認証の臍帯血保管施設として、臍帯血の処置および保管について国際水準の維持ならびに改善向上に努め、保管希望者を支援していきたいと考えています。

更に、同日、「臍帯血プライベートバンク業務内容等に係る届出及び報告に係る実施要領」も提示されております。本要領には「臍帯血を取り扱う事業の特殊性に鑑み、公衆衛生上の観点及び契約者（依頼者）の保護の観点から、臍帯血プライベートバンクの業務内容等を把握することにより、当該事業の適正な実施に資するとともに、契約者（依頼者）本人に対して臍帯血プライベートバンクの業務に関する適正な情報が提供されることを確保することにより、契約者（依頼者）の利益の保護を図ることを目的とする。」とされており、弊社も本要領内に記載されております厚生労働省（健康局難病対策課移植医療対策推進室）

への届出を行なう準備を進めております。

今後もアイル臍帯血ファミリーバンクは関連する法規を遵守し厳格に運営してまいります。今後ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。